くらしの情報
とやま
2014.12.1
12・1月号
No.168
トピックス P2 商品テスト情報 オーブントースターについて
発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

以前、勧誘を断った訪問販売業者から再び勧誘されて、契約をしてしまった
～解約できるでしょうか～

一人暮らしの高齢の母が、訪問販売で床下改修工事の契約を３日前にしていたことが、ヘルパーの来訪時にわかりました。母は、昨年も同じ業者と同様の契約をしており、その際には、クーリング・オフと併せて再勧誘を断る旨の通知を出しています。解約できるでしょうか…。（60代 女性）

一人暮らしの高齢者などが、訪問販売の再勧誘を断ったにもかかわらず、再度、同じ業者から同様の勧誘を受けたという相談が寄せられています。

- 相談者には、クーリング・オフ期間中(*)なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- なお、訪問販売では、事業者は「契約をしない」旨の意思を示した消費者に対し、その契約について再勧誘することは法律で禁止されています。
- 一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、日頃から家族や民生委員など周りの方々で見守ることが大切です。

困ったときは、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(*)契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。
（クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法や契約内容に問題があれば、解約できる場合があります。）

注意喚起！ 年末年始の生活に潜む事故に注意!

ついうっかりが思わぬ事故に繋がります。冬の季節の事故例及び安全対策を紹介します。

●回転椅子やキャスター付きの椅子を使って、電球の交換やエアコンの掃除など高所作業をし、転落した。
→安定した椅子や踏み台を使用しましょう。

●電気こたつの掛け布団から出火し、火災になった。
→こたつの中に掛け布団や座椅子等を押込んだり、洗濯物を乾かすようなことはしないようにしましょう。

●ストーブの火をつけたまま給油し、引火した。
→火をつけたままの給油は非常に危険です。消火してから給油しましょう。

●浴室の扉を閉め切ったままカビ取り剤を使用して掃除をしたため、息苦しくなった。
→十分な換気に気をつけましょう。

●換気扇の掃除中に羽で指を切ってしまった。
→手袋などで保護してから行ないましょう。

●石油ファンヒーターの前に置いたスプレー缶が加熱により破裂し、可燃性ガスに引火し、火災となった。
→カセットボンベやスプレー缶などを熱源の近くに置かないようにしましょう。

商品テスト情報　オーブントースターについて
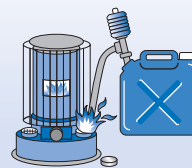
オーブントースターは、食パンを焼いたり食品を温めたりするだけでなく、グラタン、ピザ、焼き菓子等のレシピも多数紹介されており、手軽な調理器具として広く普及しています。

一方、オーブントースターの使用中に、火災が発生したり火傷を負ったりした事例等が報告されていることから、北陸三県（富山県、石川県、福井県）の消費生活（支援）センターが共同で、その安全性や性能、使用性等をテストしましたので、その結果や購入時及び使用時等の留意点をお知らせします。

北陸三県のホームセンターや家電量販店などで購入できる８銘柄をテストしました。

出力1000W

出力1200W

出力1300W

テスト結果

●対象品の8銘柄の価格は、3,980円～6,980円でした。

●使用時の本体表面の温度は、各銘柄とも前面扉のガラス面の温度（170～213℃）が最も高く、次いで上面（80～130℃）、背面（60～152℃）の順でした。

　使用中や使用直後に触れる可能性のある扉取っ手、タイマー及び温度調整のつまみ等は、火傷の危険性が少ないとされている50℃以下にほぼ保たれていました。

●本体表面温度が最も高かった前面扉ガラス面の使用後の温度が、50℃以下となるまでの時間は、16～20分を要し、また、他の表面（金属部）でも50℃以下となるまでの時間が10分を超える銘柄もありました。

●調理タイマーの正確度ではデジタル式の2銘柄は、設定値と実測値との差が小さく、繰り返しても安定した時間が再現されましたが、回転式の6銘柄は、タイマー5分の設定では4分41秒～5分59秒の幅があり、設定値と実測値との差が比較的大きく表われました。

●食パンによる調理テストを行ったところ、デジタル式の銘柄では、程良い焼き色でしたが、回転式の銘柄の場合、焼き色にばらつきが見られたので、使用時には、調理の進み具合をガラス扉越しに確認しながら使用するのがよいと思われます。

　各銘柄の食パンによるトースト１回分の消費電力量は、0.006kwh～0.009kwhの範囲であり、電気料金は、1kwh当たり23円と仮定すると0.14～0.21円の範囲となります。

購入時の留意点

●銘柄によって、操作パネルの位置、火力調節やタイマーの方式等が異なります。実際に前面の扉を開けてみたり、タイマーの設定時間等を確かめるなどして、調理目的に合った使い勝手のよいものを選びましょう。

●掃除のしやすさは、安全性の面からも大切なポイントとなります。焼き網や、くず受けトレイの着脱のしやすさなども確認しましょう。

使用時の留意点

●設置場所は、取扱説明書の記載内容に従い、壁や家具などから十分な距離をおき、カーテンなどの可燃物からはさらに遠ざけること。また、テーブルクロスなどの熱に弱い敷物の上には置いてはいけません。

●消費電力1000W～1300Wが主流であり、コンセントを他の器具と併用するとコンセントが異常発熱して、発火するおそれがあるので、定格15A（アンペア）以上のコンセントを単独で使いましょう。

●使用中や使用後しばらく（約20分）は火傷のおそれがあるので、ガラス面や金属部に触れてはいけません。

●くず受けトレイに調理くずや油分などが残っていると焼きむらや発火の原因になるので、使用後はこまめに掃除しましょう。

●「必要以上に加熱しない。」、「バターやジャムを塗ったパンは、焼かない。」、「揚げ物など油の出るものを受け皿なしで加熱しない。」、「必ず、くず受けトレイをセットして使う。」などの注意表示を守りましょう。

●使用しないときは、省エネや安全のため、コンセントから電源プラグを抜き、上には何も置かないようにしましょう。

灯油の流出事故を防ぎましょう

暖房で灯油を使用する冬期間には、ホームタンクからポリタンクへの給油中に目を離したり、給油後にバルブを締め忘れるなどの不注意による流出事故が多発しています。

灯油流出事故を起こしたり、発見した場合には、最寄りの市町村役場や消防署などの関係機関に直ちにご連絡くださるようお願いします。
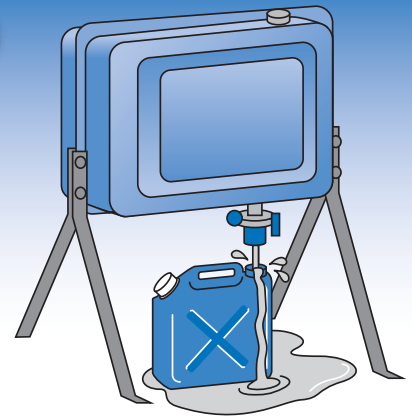
灯油の流出事故防止のために皆さんにお願いしたいこと

① 給油中は、その場を離れず、こぼさないようにしましょう
② 給油後は、ホームタンクの給油バルブを正しく閉めたことを確認しましょう
③ ホームタンクや配管に腐食や亀裂がないか点検しましょう
④ 除雪の際は、ホームタンクや配管を破損しないように気をつけましょう
⑤ 落雪や積雪の重みによる配管の破損に気をつけましょう

皆でなくそう消費者トラブル　油断してはイカんぞう!!

イカん蔵からのヒントを読んで
クロスワードパズルに挑戦!
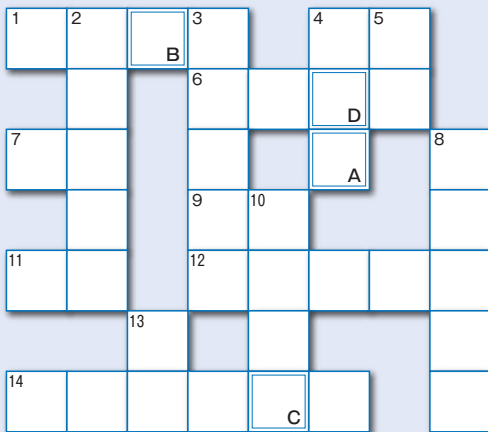
■ヨコのカギ

1 消費者をだまして不当に利益を得る○○○○商法。悪質商法とも言います。
4 2015年のこれは「羊(ひつじ)」。これにちなんだ悪質な開運グッズを売りつけられないようご注意ください。
6 インターネットショッピングをするときは、返品の条件や相手先の電話番号、住所などの○○○○先を必ず確認!
7 無理に売り付けるのが押し○○、貴金属などを無理に買い取っていくのが押し買い。
9 ちょっとだけのはずが、借り入れを繰り返して、いつの間にか多重債務に。「ちりも○○れば、山となる」。
11 タンスや棚など、日常生活に使う道具のことです。地震に備えて、背の高いものは倒れないように固定しましょう。
12 2020年開催が決まった○○○○○オリンピック。一方で関連した投資詐欺なども発生しているのでご注意を!
14 富山県消費生活センターは富山駅北の○○○○○○の１階にあります。

■タテのカギ

2 一定の条件のもと、期間内であれば、無条件で契約を解除できる○○○○○·オフ制度。
3 信用払いで購入する○○○○○カード。使いすぎにはご注意を!
4 リフォームの時は複数の見積りをとって、業者を○○○とよいでしょう。
5 ラクして○○をするような「うまい話」には用心しましょう。
8 ○○○○○が当たりました!などと書いて送ってくるダイレクトメールは要注意。
10「上場間近!」「必ず○○○○!」などと言って、未公開株や社債の購入を持ちかけられても応じてはいけません。
13 コンサートチケットなどを法外な価格で売る○○屋。最近はネット上でも。

イカん蔵

• 答えは４ページ欄外

「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」を作成しました！

県では、高齢者や障害者の方々の消費者トラブルを未然に防止するため、日頃から見守り活動を行っている方々（民生委員、ヘルパー等）向けに、消費生活の見守りに役立つ情報をまとめた「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」を作成しました。

ご家族やご近所の方々にお配りいただいたり、職場の勉強会の資料としてお使いいただくなど、日頃の見守り活動に積極的にご活用ください。

◇内　容

（1）高齢者や障害者の消費者トラブルの特徴
（2）見守りをする際の「気づき」のチェックポイント
（3）見守り事例
（4）トラブル発見時のフローチャート
（5）消費生活相談窓口一覧　　　　　　等

◇ハンドブックは以下のホームページでご覧いただけます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00014803.html（県庁県民生活課）

富山県消費生活審議会委員の公募について

県が実施する消費者施策をより良いものにするため、県の消費者行政についてご意見をいただく「富山県消費生活審議会」の委員を次のとおり募集しています。

ご応募にあたっては、応募申込書及びレポートの提出が必要です。詳しくは、富山県のホームページ（http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html）をご覧ください。

募集人数：１名
任　　期：平成27年２月17日から平成29年２月16日まで（２年間）
受付期間：平成26年11月25日㈫から12月22日㈪まで
お問合せ先：県庁県民生活課　☎076－444－3129

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）……☎076-443-2047
高岡市 市民協働課……☎0766-20-1522
［消費生活相談コーナー（エルパセオ内）］☎0766-28-1141
魚津市 市民課……☎0765-23-1003
氷見市 市民課……☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課……☎076-475-2111（内334）
黒部市 市民環境課……☎0765-54-3198
砺波市 生活環境課……☎0763-33-1153
小矢部市 市民協働課……☎0766-67-1760（内735）
南砺市 住民生活課（井波庁舎）……☎0763-23-2035
射水市 市民課（大島庁舎）……☎0766-52-7974
舟橋村 総務課……☎076-464-1121（内29）
上市町 町民課……☎076-472-1111（内103）
立山町 住民課……☎076-462-9915
入善町 住民環境課……☎0765-72-1100（内132）
朝日町 住民・子ども課……☎0765-83-1100（内135）

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談　☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL　http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777　FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690　午前9時～午後4時

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL　http://www.consumer-toyama.jp/

クロスワードパズルの答え
ヨコ ①アクトク、④エト、⑥レンラク、⑦ウリ、⑨ツモ、⑪カグ、⑫トウキヨウ、⑭サンフォルテ
タテ ②クーリング、③クレジツト、④エラブ、⑤トク、⑧シヨウキン、⑩モウカル、⑬ダフ